

1

共済だより

平成30年(2018)

Vol.297

石 金 造

ISHIZUCHI

—ご家族でご覧ください—



金砂湖畔公園（四国中央市観光協会提供）

CONTENTS

年頭のごあいさつ	2
貸付利率を年1・26%に、物資利率を 年1・9%に引き下げ	3
入学・修学貸付のご案内	4
産前産後休業・育児休業から復職した皆さまへ	5
平成29年度上半期の医療費の状況	6
平成28年度特定健康診査及び特定保健指導の 実施状況について	7
平成28年度共済事業に関する懇談会開催 ライフプランセミナー開催/他	8
交通事故等で組合員証を使用する場合には 届出が必要です	14
新組合会議員・新理事長のご紹介	15
確定申告における医療費通知を活用した 医療費控除申告について	15

年頭のごあいさつ



理事長
菅 良二

新年あけましておめでとうございませす。

皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、本組合の事業運営に関しまして、多大なるご理解とご協力をいただきまして、心から厚くお礼申し上げます。

私は、石橋寛久前理事長(前宇和島市長)の勇退に伴う昨年10月24日の役員選挙におきまして、理事長にご推挙いただき、その重責を担うこととなりました。組合員、ご家族の皆様の福祉の向上、共済制度の充実・発展のため、積極的に諸課題に取り組み決意でございます。引き続き、皆様のご協力とご支援をお願い申し上げます。

さて、組合の短期給付事業については、現在、全国市町村職員共済組合連合会から財政支援を受ける厳しい財政

状況にあります。加えて、総務省からデータヘルスの取組みを求められていますので、データヘルス計画(第2期)を作成し、皆様の健康増進に向けて効果的な計画の実施をしていきたいと思っております。しかしながら、実効性を高めるためには、組合と事業主である所属所との連携が重要ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

一方、公的年金制度については、これまで社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)に基づく制度の見直しが行われ、年金課税の在り方など議論の行方が注視されています。組合においては、情報連携システムなどを適正に活用して、各種年金関連事務の円滑な実施を第一に務めたいと思っております。

更に、マイナンバー制度への対応については、医療関係における情報連携の

開始が本年7月に予定されており、円滑に実施できるよう取り組みます。そして、年金関係における情報連携については、日本年金機構と足並みを揃えての実施時期とされているため、引き続き、特定個人情報の保護管理について、必要な措置を講じていきたいと思っております。

また、えひめ共済会館については、福祉施設運営検討委員会のとりまとめに基づき、老朽化対策、防災設備の整備などに係る改修工事を予定しています。本年4月から休館しての改修工事になりますので、皆様には大変ご不便をおかけします。9月には、部屋の改修が終わり、安全で快適なひとときをお過ごしいただける施設としてリニューアルします。ご家族、お知り合いの皆様をお誘いあわせてのご利用をお待ちしております。

そのほか、貸付事業及び物資供給事業については、ご利用し易いように、本年1月から、利率を引き下げましたので、皆様の生活設計において、有効にご利用いただければ幸いです。

本年も役員・組合会議員及び職員一同、組合員とご家族の皆様のご生活の安定と福祉の向上に寄与できるよう、努めてまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



理事長	菅 良二(今治市)
理事	清水 裕(大洲市)
理事	岡原 文彰(宇和島市)
理事	山内 武弥(八幡浜市)
理事	和田 雅志(久万高原町)
理事	中平 大介(松野町)
理事	宮脇 馨(上島町)
理事	武智 邦典(伊予市)
理事	高門 清彦(伊方町)
理事	神田 紀香(新居浜市)
理事	瀬川 幹雄(松山市)
理事	河本 一(砥部町)
理事	岡本 靖(松前町)
理事	山内 貴志(新居浜市)
理事	原田 満範(公認会計士)
理事	伊藤 正
理事	外職員一同

貸付・物資供給事業

—平成30年1月から— 利率引き下げ

(すでに貸付・物資供給事業を利用されている方も平成30年1月から改正後の利率が適用されます。)

貸付事業

貸付事業の貸付利率等は、総務省の示す貸付準則に基づき、各組合が貸付規程により定めることとされています。この度、貸付準則の一部改正があり、貸付利率が改められましたので、当該改正に基づき、貸付利率が次のように改正されます。(別表1)

(別表1) 貸付利率の変更内容

貸付種類	改正前	改正後
普通、住宅、特別	2.66%	1.26%
住宅(在宅介護対応)	2.40%	1.00%
災害	2.22%	0.93%

(別表2) 新規貸付に係る毎月の償還額(例)

貸付金額 (普通貸付)	償還回数	毎月の償還額	
		改正前	改正後
50万円	60回	8,909円	8,603円
100万円	90回	12,269円	11,650円
150万円	108回	15,633円	14,699円
200万円	120回	19,000円	17,748円

(別表3) 基準利率に対する貸付利率

基準利率	貸付利率 (普通・住宅・特別貸付)
1.0%以下	1.26%
1.0%を超え1.5%以下	1.76%
1.5%を超え2.0%以下	2.26%
2.0%を超え2.5%以下	2.76%
2.5%を超え3.0%以下	3.26%
(中略)	
5.0%を超える場合	基準利率+0.26%

※詳しくはホームページをご覧ください。

貸付 年1.26%
物資 年1.9%

【新規に貸付申込みされる方】

新規に貸付申込された方の毎月の償還額は別表2のようになります。

なお、改正後の貸付利率は、基準利率(*)の区分に応じて別表3のようになります。

*基準利率は、10年国債の平均利回りを基礎として、年金積立金の運用状況などを勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。なお、平成29年10月から平成30年9月までにおける基準利率は0.00%となっています。

【すでに貸付を受けている方】

現在、償還途中の方につきましては、改正後の貸付利率が適用されます。平成29年12月末の貸付金残高と残存償還回数により償還額の再計算が行われ償還額が変更されます。「貸付金償還金改定通知書」及び「貸付金個別償還明細表」をお送りしますのでご確認ください。

【改正年月日】
平成30年1月1日

【改正理由】

共済組合の貸付事業は、年金の原資である長期給付積立金を管理・運用する経過的長期預託金管理経理から借り入れた資金により行われておりますが、今回経過的長期経理資金を貸付経理に貸し付ける場合の利率(基準利率)を退職等年金経理並みに引き下げる特

物資供給事業

例措置が講じられたことに伴い、貸付利率が改正され、組合員への貸付利率が引き下げられることとなっています。
※入学・修学貸付につきましては、次ページをご覧ください。

物資供給事業の償還利率は、財政融資資金利率に応じて変動することとされており、平成29年12月末現在年2.9%です。

今回の貸付事業の利率の改正に伴い、物資供給事業でも償還利率を見直し、平成30年1月から年1.9%に引き下げられました。(別表4)

なお、この償還利率の引き下げは、現在物資供給事業を利用して償還途中の方も償還額が変更されます。

「購入代金償還金改定通知書」をお送りしておりますので、ご確認ください。


(別表4) 基準利率に対する償還利率

基準利率	償還利率
1.0%以下	1.9%
1.0%を超え1.5%以下	2.4%
1.5%を超え2.0%以下	2.9%
2.0%を超え2.5%以下	3.4%
2.5%を超え3.0%以下	3.9%
(中略)	
5.0%を超える場合	基準利率+0.9%

※詳しくはホームページをご覧ください。

入学・修学 貸付のご案内

入学・修学に係る貸付制度をご利用ください。

	入学貸付 申込受付中です	修学貸付 2月下旬から受付します
	入学時に要する諸費用（入学金・教科書代・授業料・家賃等）の資金の貸付	入学後の修学に要する諸費用（授業料・家賃等）の資金の貸付
貸付利率	年 1.26% (変動)	年 1.26% (変動)
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○給料月額の内6か月分以内（申込みは、1万円単位で200万円を限度とします。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○修業年限の年数に相当する月数1月につき、15万円以内（申込みは、1万円単位で1学年につき年額180万円を限度とします。） [毎年3月又は4月に1年分を申し込むのを原則とし、5月以降の申込みは、申込みの翌月から起算し、当該貸付を行う事業年度の残月数分の貸付になります。]
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還（最高120回） ○申し出により修業年限（貸付月の翌月から起算）を限度として元金の据え置きができます。（元金据置期間中は利息分のみ支払い） 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還（最高150回） ○修学期間中は元金据え置き（元金据置期間中は利息分のみ支払い）
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○合格通知書又は入学許可証（据え置きを希望する場合は、申立書を提出してください。） ○入学金、教科書代、授業料、家賃等が確認できる書類等 	<ul style="list-style-type: none"> ○在学証明書（入学前の場合は、合格通知書又は入学許可証を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。） ○授業料、家賃等が確認できる書類等

○貸付利率は、年1.26% (変動) です。

※貸付規程の利率改正や基準利率（前ページ参照）の変動に伴い変動します。

○毎月の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。

～ 〈お申込み〉は各所属所の共済事務担当課（係）まで～



【このページについての問合せ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

産前産後休業・育児休業から復職した皆さまへ

ご存知ですか？ 復職後、報酬が下がった場合などは標準報酬が改定できます！

産前産後休業終了時改定 育児休業等終了時改定 とは？

共済組合に
申しないと
受けられない
制度です!!



産前産後休業又は育児休業（以下「育児休業等」という。）から復職後、短時間勤務や部分休業の取得等により勤務時間が短縮され、報酬が低下した場合に、組合員からの申出により実際の報酬に対応する標準報酬に改定ができる制度です。

対象者は？

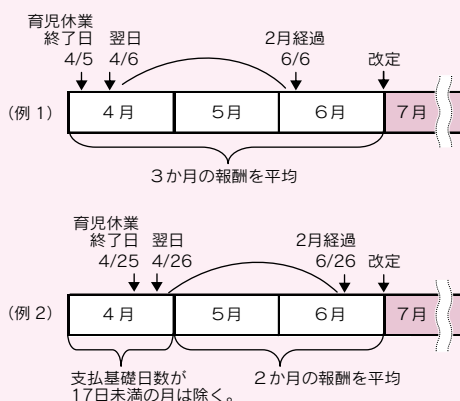
育児休業等を終了した日に引き続き3歳に満たない子を養育する組合員です（男女問いません）。

手続方法は？

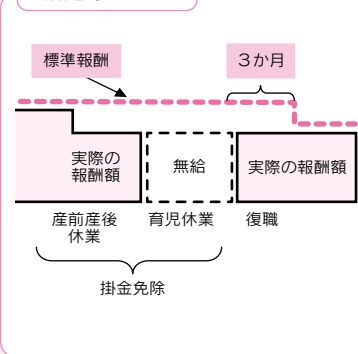
共済組合のホームページ等で「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」又は「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を入手し、必要事項をご記入の上、共済事務担当課を經由してご提出ください。

改定内容は？

育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月（報酬の支払基礎日数が17日未満の月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額（1月当たりの報酬）を基に標準報酬を改定します。改定後の標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から適用されます。



改定イメージ



■ 随時改定との違い

	産休・育休終了時改定	随時改定
算定基礎期間	休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間（固定的給与の変動がなくても改定可能）	固定的給与に変動があった月以後の3か月間
支払基礎日数	17日未満の月は除いて改定する。	17日未満の月がある場合は改定しない。
改定に必要な等級差	1等級	2等級
改定のきっかけ	組合員からの申出	組合員の意思に関係なく、所属所が届出

【このページについての問合せ先】 共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6315

〔平成29年度〕 上半期の医療費の状況

組合員 入院医療費が大幅増

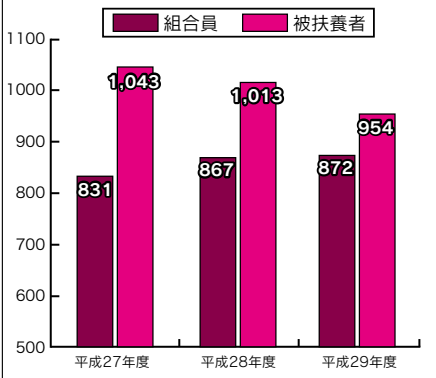
組合員の上半期の医療費は、外来・歯科の医療費が約2200万円減少していますが、入院医療費が前年度より約2700万円（10・85％）と大幅に増加したため、全体では約500万円（0・55％）増加し、3年連続の増加となっています。

被扶養者 外来医療費が大幅減

被扶養者の上半期の医療費は、外来医療費が前年度より約4600万円（7・3％）と大幅に減少したことに伴い、全体では前年度より約5400万円（5・84％）減少し、5年連続の減少となっています。

■上半期の医療費

(単位：百万円)



全国との比較

平成28年度

医療費の3要素(受診率・1件当たり日数・1日当たり金額)・1人当たり医療費

平成29年度

短期財源率・平均標準報酬月額

平成28年度の組合員医療費及び平成29年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素のうち、「受診率」は前年度と比べて1.52ポイント増加し、「1件当たり日数」は0.03日減少しました。「1日当たり金額」については、前年度より154円減少して6,781円となり、都道府県別の高い順で22位(前年度16位)と全国平均より若干高い状態となっています。

また、「組合員1人当たり金額」は、前年度より809円減少して108,501円(33位)となっており、全国平均112,467円より3,966円低い額となっています。この主な要因としては、入院医療費が減少したことが挙げられます。

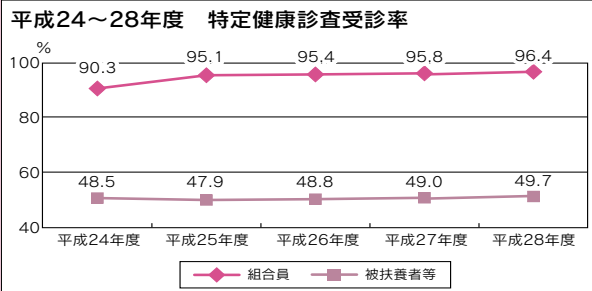
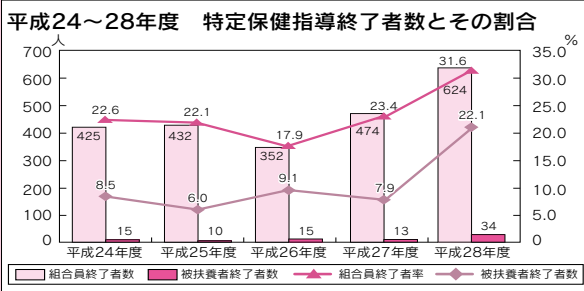
「短期財源率」は、前年度97.98%(13位)でしたが、高齢者医療制度に係る拠出金等が大幅に増加したことに伴い、5.94ポイント増加して103.92%(5位)となり、全国平均(96.00%)より7.92%高く、全国市町村職員共済組合連合会から財政支援を受ける大変厳しい状況となっています。

短期財源率・平均標準報酬月額の他県との比較

短期財源率 (平成29年度 単位:%) (対標準報酬)		平均標準報酬月額 (平成29年3月末現在 単位:円)	
1 熊本	111.78	1 神奈川	436,361
2 鹿児島	111.40	2 東京	431,289
3 長崎	110.12	3 兵庫	426,340
4 佐賀	104.20	4 大阪	421,300
5 愛媛	103.92	5 静岡	412,599
6 大分	103.54	6 滋賀	410,786
7 高知	103.46	7 千葉	409,058
8 山口	102.08	8 埼玉	403,827
9 沖縄	101.48	9 京都	401,274
10 大阪	101.20	10 三重	399,904
平均	96.00	平均	389,137

組合員の診療諸率の他県との比較

受診率 (平成28年度 単位:%) (1ヶ月100人当たり受診件数)	1件当たり日数 (平成28年度 単位:日)	1日当たり金額 (平成28年度 単位:円)	1人当たり金額(年額) (平成28年度 単位:円)
1 徳島	75.34	1 北海道	8,195
2 大阪	75.01	2 石川	7,681
3 東京	73.57	3 島根	7,426
4 奈良	73.44	4 宮崎	7,403
5 三重	72.64	5 福井	7,339
6 佐賀	72.48	6 奈良	7,305
7 埼玉	71.49	7 熊本	7,237
8 和歌山	71.32	8 広島	7,190
9 福岡	70.97	9 秋田	7,095
10 栃木	70.67	10 鳥取	6,997
25 愛媛	67.41	31 愛媛	1.61
23 愛媛	67.41	22 愛媛	6,781
33 愛媛	108,501	33 愛媛	108,501
38 宮崎	64.26	38 愛知	1.58
39 大分	64.23	38 岡山	1.58
40 山梨	64.12	38 岡城	1.58
41 島根	63.93	41 長野	1.57
42 沖縄	63.61	42 岩手	1.56
43 京都	63.35	42 福島	1.56
44 長野	62.73	44 山形	1.54
45 福井	61.76	45 鳥取	1.53
46 石川	61.43	46 新潟	1.52
47 北海道	58.98	47 島根	1.51
平均	67.53	平均	1.64
38 滋賀	90.50	38 静岡	6,485
39 岩手	89.80	39 宮城	6,422
40 山形	88.80	40 佐賀	6,409
41 福井	88.00	40 三重	6,409
42 茨城	87.20	42 千葉	6,225
42 愛知	87.20	43 神奈川	6,153
44 神奈川	86.00	44 愛知	6,148
45 千葉	85.20	45 埼玉	6,075
46 富山	81.76	46 東京	5,987
47 東京	79.80	47 大阪	5,882
平均	96.00	平均	6,756
38 岐阜	106,420	38 岐阜	106,420
39 沖縄	105,833	39 沖縄	105,833
40 福井	105,783	40 福井	105,783
41 滋賀	105,141	41 滋賀	105,141
42 富山	105,124	42 富山	105,124
43 群馬	101,398	43 群馬	101,398
44 静岡	101,383	44 静岡	101,383
45 新潟	100,960	45 新潟	100,960
46 長野	99,284	46 長野	99,284
47 愛知	99,281	47 愛知	99,281
平均	112,467	平均	112,467



<平成28年度実施率実績>

	特定健康診査	特定保健指導
組合員	96.4%	31.6%
被扶養者等	49.7%	22.1%
計	83.7%	31.0%

<実施率目標>

	特定健康診査	特定保健指導
平成25～29年度(第2期)	90%以上	40%以上
平成30～35年度(第3期)	90%以上	45%以上

※1 被扶養者等には、任意継続組合員及びその被扶養者を含む。
 ※2 実施期間については、「特定健康診査等実施計画」による。

平成28年度特定健康診査及び特定保健指導については、皆さまにご協力いただいたおかげで平成27年度より組合員、被扶養者ともに実施率が向上しましたが、実施計画の目標を達成することができませんでした。

なお、平成30年度から始まる第3期に向けての見直しでは、国が定める共済組合の実施率の目標は特定健康診査90%、特定保健指導45%と定められており、実施率等の実績に基づき後期高齢者医療制度への拠出金額が段階的に最大10%加算または減算されることが決まっています。つまり、**特定健康診査及び特定保健指導の実施率が下がる**と、**皆さまの保険料(短期掛金)が上がる可能性**があるということです。

本組合では、年1回の健診を受ける機会を幅広く設けるため、人間ドック申込者を除く40歳以上75歳未満の被扶養者を対象に、全国の契約機関で自己負担なしで使用できる「特定健康診査受診券」(本年度の使用期限はすでに終了)を毎年6月初旬に配付し、健診後のフォローとして、特定保健指導対象となった方のご自宅に「**特定保健指導利用券(自己負担なし。使用期限:平成30年3月31日)**」を送付してまいりますので、健康管理にぜひお役立てください。

また、組合員の特定保健指導については、引き続き本組合の保健師または委託先の保健師等が所属所を訪問して実施しますので、実施率向上にご理解とご協力をお願いします。

【表1】平成28年度特定健康診査 HbA1c数値別割合

		男性組合員		女性組合員		合計	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
基準値以下	~5.5%	3,383	56.9	1,614	56.0	4,997	56.6
保健指導レベル	5.6%~6.4%	2,145	36.1	1,172	40.7	3,317	37.6
受診勧奨レベル	6.5%~	415	7.0	96	3.3	511	5.8
合計		5,943	100.0	2,882	100.0	8,825	100.0

※上記の人数は、検査を受けていない人は除く。服薬治療中の者を含む。
 ※HbA1c数値6.0%を超える人は、食事療法・運動療法が必要とされる。
 ※HbA1c数値6.5%を超える人は、糖尿病が強く疑われる。

特定健康診査の検査結果より

平成28年度の特定健康診査の結果から、糖尿病のリスク度を判断するHbA1c検査(ヘモグロビンエーワンシー)の詳細について、お知らせします。(表1)

特定健康診査対象者のうち、8825人がHbA1c検査を実施していますが、検査実施者の約4割が生活改善が必要な「保健指導レベル」でした。また、「受診勧奨レベル」の方は全体で検査実施者の5%を超える結果となりました。

締切り間近！ 健診結果と取組みが図書カードに！

平成29年度から、被扶養者の方(人間ドック申込者を除く。)で①特定健康診査受診券を使用せずパート先等で受けた健康診断の結果(必要な検査項目を満たしているものに限る。)等を共済組合にご提供いただいた方②特定保健指導を終了された方を対象に、**図書カード(1,000円分)**をプレゼントしています。

詳しくは、本紙10月号(Vol.296)または共済組合厚生係までお問合せください!!
提出期限:平成30年5月31日

した。

このまま何の対策も講じず放置した場合、糖尿病へと重症化し、更には糖尿病性神経症、網膜症、腎症などの合併症を引き起こす可能性があります。

この機会に、今年度の健診結果を見直して、医療機関の受診や生活習慣の改善などにつなげる取組みを始めてみませんか。また、**特定保健指導**でよい生活習慣を身につけることで、**大切な健康が守れ、将来、医療にかかるお金、通院などにかかる時間を節約することもできます**ので、特定保健指導対象の方は、ぜひご利用ください。

【このページについての問合せ先】
 共済組合保健課 厚生係 ☎089(945)6318

平成29年度共済事業に関する懇談会開催一覧表

開催日	開催地	出席議員	開催場所	参加人数
7月5日 (水)	伊予市	和田 雅志 河本 一	伊予市役所 4階「大会議室」	24名
7月13日 (木)	今治市	神田 紀香 山内 貴志	今治市役所 第2別館11階 「特別会議室3号」	26名
7月19日 (水)	伊方町	山内 武弥 中平 大介	伊方町役場 3階「会議室」	20名
7月26日 (水)	内子町	山内 武弥 瀬川 幹雄	内子町町民会館 2階「研修視聴覚室」	15名
合 計				85名

これまでの「共済事業に関する懇談会」のご意見・ご要望に基づいて、事業の見直しを行い、実施・変更することとなった主な事業は次のとおりです。

- ・組合員証のカード化(平成24年10月実施)
- ・4月1日新規資格取得者に対する人間ドックの追加募集(平成26年度実施)
- ・ボーナスからの積立貯金(平成26年6月実施)
- ・インフルエンザ予防接種補助金の引上げ(1,000円→1,500円)(平成27年度実施)

85名参加

平成29年度

共済事業に関する懇談会

— 4か所で開催 —

組合員の皆さまから各事業について広くご意見・ご要望をお伺いするため、昨年から再開した「共済事業に関する懇談会」を、左表のとおり開催しました。平成29年度は県内4市町での開催を行い、合計85名の参加をいただきました。

開催に当たりご協力をいただきました組合員の皆さま、また開催市役所及び町役場の共済担当課の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

懇談会で出されましたご意見・ご要望につきましては、11月7日開催の職員側議員協議会においてご協議をいただき、最終とりまとめをいたしました。今後、平成30年度事業計画及び予算に向けて、更に検討・ご協議をお願いすることとなります。

主なご意見等及び本組合の回答は、次のとおりです。なお、紙面の都合上ご紹介できなかつたご意見等は、本組合ホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

総則事項

Q さまざまなお知らせリーフレットを作っているが、不要ではないでしょうか。

公報紙「石鎚」も必要最低限の発行でよいのではないかと。

A 共済制度や事業内容、また、これらの内容に変更があった場合

につきましては、所属所への通知、組合公報「石鎚」及び組合ホームページ等により、組合員の皆さまが受給できる権利等について、同じ共済組合の組合員間で、「知っている」「知らなかった」による、不利益・不均衡が極力生じないように、色々な方法を用いてお知らせするようにしています。

また、総務省からも「共済制度についての認識及び理解を深めるよう積極的に広報活動を行い、その周知徹底に努めること」と指導されていることによるもので、リーフレット類につきましては、健康啓発を目的としますものや年金制度の周知を目的としたものが多くなっています。

組合公報につきましては、共済制度の変更内容や本組合の事業内容・予算・決算等をお知らせする大切なものとして

えております。発行は、毎年1月、3月、4月、7月及び10月に、その時点での最新の情報や予定されている改正等についての情報を掲載して発行させていただきます。

また、公報の提供方法につきましては、紙ベースでなく、電子媒体による提供について検討してはというご意見もいただいておりますが、職域によっては、インターネット環境がない、あるいは、利用しにくい部署もありますし、ご家庭でそういった環境がないことも考えられること、また、組合員の皆さまのみご利用いただけるサービス、例えば、電話健康相談等に係る電話番号やパスワード等につきましては、組合ホームページに掲載する際は、見えないう加工をしています。必ず組合員の皆さまのお手元に届いて、情報を知ることが出来る状況とするため、市町村広報と同様、紙ベースでの提供とさせていただきます。

皆さまにまずは知っていただいて、そして、ご利用いただける共済制度とするためにも、いろいろな方法で周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

保健事業関係

Q 人間ドックの自己負担金を1万円上限にできないでしょうか。

A 本組合では、従来から人間ドックの利用を推進し、組合員等の疾病の早期発見・早期治療に寄与してきたところです。

人間ドックの利用者は年々増加し、平成16年には1万人を超え、その後は横ばい状態が続いておりますが、組合員数は平成8年度をピークに減少が続いており、財政的に厳しいことから、状況に応じて「年齢制限を設ける」、「助成金額を変更する」など、事業内容の見直しを行ってきています。

また、平成27年10月の標準報酬制への移行に伴い、掛金・負担金収入が大幅に減少するため、平成28年度の間ドック利用助成金額を2万7000円から2万5000円に引下げを行い、対応したところです。平成29年度の一人当たりの助成金額は2万5000円で、互助会の補助金1000円と合わせ2万6000円となっております。

このような財政状況でありますので、人間ドックの自己負担額を引き下げる

には、掛金・負担金率を引き上げるか、節目年齢の人に手厚く助成をする、人間ドック受診を2年に1回にする、などの方法も考えられますが、幅広く受診機会を持つていただくため、人間ドック利用希望者全員が、毎年連続であっても受診できる体制にしています。限られた財源の中での運営を余儀なくされておりまして、現在の希望者全員が受診できる体制を維持するためには、共済組合、互助会の各事業における積立状況も踏まえ、助成金額の増額は難しいと考えています。

Q インフルエンザ予防接種の自己負担金について、1000円を上限にできないでしょうか。

インフルエンザの予防接種は、期間をあげて2回接種するのが通常です。年1回のインフルエンザ予防接種補助を年2回まで補助していただけではないでしょうか。(2回分3000円が望ましいですが、金額が難しいなら、1回1500円、2回2000円とか。)1事業年度に1人当たり1回のみ申請が可能とし、2回分接種した場合は、2枚の領収書を貼付すれば、申請手続きの煩雑さもなくなると考えます。

A インフルエンザ予防接種補助については、毎年9000人程度の利用者があり、平成28年度の利用者は9025人でした。

補助金額については、共済事業に関する懇談会等での引上げの要望があり、平成27年度に補助金額を1000円から1500円に引き上げております。組合員数の減少や標準報酬制への移行等により掛金・負担金による収入が減少しておりますので、限られた財源の中で長期的に安定した事業として継続するには、2回接種分の補助や更なる補助金額の引上げは難しいと考えています。

Q 福祉施設利用助成を1000円から以前の2000円に戻していただけないでしょうか。

A 宿泊施設の利用助成事業は、昭和47年度から実施しており、当初は本組合の運営する施設のみを助成対象にしておりましたが、その後、公務員グループの施設、公的な施設などを追加し、平成29年6月現在では、592か所が助成対象となっております。

地方公務員共済の保健事業に関しては、総務省通知において、「短期経理の財政状況に鑑み、予防・健診事業や組合員及びその被扶養者の健康教育、健

康相談及び健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行い、医療費増嵩対策に資する事業内容となるよう見直しを行うこと」とされており、宿泊利用助成、レクリエーション経費については、より厳格な取扱いが求められていることから、福祉施設の利用助成金額の引上げについては、難しいと考えています。

Q プール割引券の復活はできないでしょうか。

A プール利用助成事業については、平成7年度から平成17年度までの間、保健事業として、1回当たり600円を限度に、組合員等一人当たり年間3回(平成16年度までは5回)まで、契約しているプールの利用料金を助成していましたが、平成17年度をもって廃止しております。

廃止した理由は、以前、公務員の厚遇問題がマスコミなどで取り上げられたことを受けて、「保健事業の実施に当たっては、公務員優遇と捉えられないよう、医療費の増高を防ぎ、組合員の福祉の増進に資するために必要な事業を実施する」旨、総務省・愛媛県からの指導があったことや、人間ドック利用者の増加、掛金・負担金収入の減少

などによる保健経理の厳しい財政状況も含め、保健事業全体の見直しの一環として、同事業を廃止して人間ドック利用助成事業の補助割合を引き上げ、インフルエンザ予防接種補助及び健康講習会補助を新規事業として開始したものです。

また、本組合では、組合員数の減少や平成27年10月の標準報酬制への移行に伴い、掛金・負担金収入が大幅に減少しており、保健経理の厳しい財政状況に鑑み、平成30年度から人間ドック助成金額の引下げや、はり・きゅう施術料補助の廃止など、事業内容の見直しを行い、保健経理の健全化を図ることとしております。

したがって、プール利用助成事業を復活させることは難しいと考えています。

Q 特定健康診査・特定保健指導の加算減算調整について、他の医療制度への抛出金額の加算調整にならないよう実施率等を上げる努力・取組みをしていますか。

A 平成30年度からの加算減算制度の見直し案では、実施率が特定健康診査57・5%未満、特定保健指導10%未満の組合が段階的に加算対象となっておりますが、本組合は該当しな

いと考えています。

市町村職員共済組合で、平成29年度の実績により、平成30年度に加算に該当しそうな組合は3〜4組合と考えられています。

実施率等向上のための取組みとしては、平成28年度の人間ドック利用希望者の募集時から、人間ドック受診後の階層化により特定保健指導の対象となった方は必ず特定保健指導を受けていただくこととしており、この取扱いに同意の上お申込みいただくよう、周知しております。

また、動機付け支援の実施委託機関で人間ドックを受診された方については、動機付け支援対象者となった場合は、原則として当日に初回面接を受けて帰っていただくよう併せて周知しております。この取扱いについて所属所・健診機関に周知した結果、平成28年度の人間ドック当日の動機付け支援実施数は、前年度比約3倍となりました。

また、低迷する被扶養者の実施率等向上のため、平成29年度から被扶養者を対象にインセンティブ提供を開始しております。

特定健康診査・特定保健指導の実施率等の向上のため、ご協力をお願いします。



今治市会場



伊予市会場

宿泊関係

Q 平成28年度に、夏季限定のビアバイキングに家族で参加しました。料理もバラエティに富み、解体マグロシヨリや寿司コーナーやデザートコーナーもあり、家族で楽しく満喫することができました。しかし、食事の最中に、隣の参加者5人がタバコを吸い始め、食事をする環境ではなくなり、大人はある程度我慢は出来ますが、子どもは我慢できないと途中で退席となりました。現在、世界中で受動喫煙による人体被害が叫ばれている中、ホール内での喫煙は考えられません。今後のビアバイキング利用を考えると、ホール内での禁煙を下さい。そうでなければ、家族連れの参加は無理ですので、分煙対策をとっていただきたい。

A 現在、当会館においては、分煙対策として宿泊室の一部（7階宿泊室（16室）及び6階バリアフリールーム（1室））及び各階ロビーを禁煙とし、1階ロビー奥に喫煙室を設けています。

また、会議室利用時の会場内の対応については、会議・会食の種別に関わらず、利用者の判断に一任しています。

が、来年度以降、ビアバイキングを実施する場合は、予約受付時に会場内が禁煙である旨説明を行い、利用者の理解を求めていくとともに、喫煙スペースをどこに設けるかを含めて対応していきたいと考えています。

Q バリアフリールームについて、お風呂場の入口が狭く非常に利便性が悪いです。入口を広げるなどして対策を練っていたきたい。
また、お風呂場入口のちよつとした傾斜は必要ないかと思えます。

A 出入口の間口の拡張及び浴室出入口のスロープの撤去については、平成30年4月1日からの改修工事に合わせて実施いたします。

Q 空調の効きが悪いので対処していただきたい。

A 現在の空調設備は、一部の機器を除いて昭和49年の開業当初からの設備であるため、冷温水の循環不良、結露の排水不良及びファンコイルからの異音が発生している箇所があることから、平成30年4月1日からの改修工事で、館内の空調機器の更新をします。

貯金事業関係

Q 共済貯金を利用してしている組合員に配付されている地方公務員ダイアリーですが、さまざまな情報がちりばめられている一方で、冊子の厚みがかなりあり、スケジュール管理で利用するには利用しづらい面があります。
例えば週ごとのスケジュールは見開き2週分にする、付録は別冊にするといったスリム化を行うとか、利用しやすい形態を考慮していただけないでしょうか。

A 地方公務員ダイアリーについては、昨年度の懇談会でいただいたご意見を参考に、今年度は、「みきゃん」のイラストを表紙に表示し、ペン挿しを設けました。
今後も皆さんから、いただいたご意見を参考に、ご利用、ご活用いただけるようなものに見直ししたいと考えておりますのでよろしくお願います。



Q 共済貯金、貸付制度等の利用促進用のノベルティに関して、直近2年に配布されたマウスパッド及び通帳ケースに関しては、申し訳ありませんが、正直職員の評判はあまり良いとは言えないようです。

A 職員からの意見としては「その分の費用を金利に充ててもらいたい」といった意見が多いことは事実ですが、「金利に充てるには額が些少である」点や、「共済の福祉事業を広くPRすることも必要」という点も理解できますので、例えば付箋セット、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、OAクリナー、カットパンなど、誰でも使えるものでデザインの好みが分かれていない消耗品にしてみるのはいかがでしょうか。

A 共済組合では、共済だより石鏡などの広報誌や、ホームページなどによる事業の周知を図っておりますが、皆さんに十分な周知が図れていないところもありますことから、この3年間、クリアファイル、マウスパッド、通帳ケースを配付し、事業の普及宣伝活動に努めているところです。昨年の共済事業に関する懇談会などにおきましても、ノベルティに関するご意見を頂戴しましたことから、ノベルティの配付につきましましては、2、3年見合

せることとしております。

しかしながら、事業の周知につきましては、大変重要なことと考えておりますので、頂いたご意見などを参考に、周知方法を検討していきたいと考えております。

なお、昨年も付箋のようなものが良いのご意見はいただいておりますので、検討したいと考えております。

Q 臨時増額貯金の払込用紙には、伊予銀行・愛媛銀行・農協が記載されているが、農協は手数料がかかるので、無料にならないでしょうか。
また、ゆうちょ銀行での手数料無料の取扱はできないでしょうか。

A 農協やゆうちょ銀行の手数料を無料にするのは難しいと考えております。

Q 貯金の利率1%は大変ありがたいので、できればこの利率を保っていただきたい。

A 現在は高利率の債券が残っており、2、3年は1%の利息は維持できると考えています。その後は、収支状況や経済情勢を見ながら、組合議員の皆様と協議していきたいと考

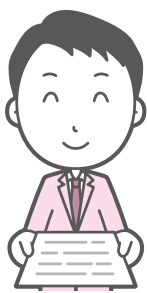
えています。

Q 貯金の払戻しの際、当月分の定例貯金分も含めて全額払戻しをしたいとき、残高金額が分らないので、払込用紙に「全額払戻し」に丸をつけるだけで千円未満の端数以外の払戻しができるようになりませんか。

A 当月分の定例貯金の所属所から共済組合への入金が月末になるなど、払戻日時点で当月分の入金額が確認できないケースがあるため、残高が確定している前月末残高の範囲内が払戻しの対象となっており、当月分の定例貯金、臨時増額貯金を含めて払い戻すことはできない取り扱いとしています。

現状では、「全額払戻し」をするためには、「解約」をしていただくしか方法はありません。

なお、貯金の残高照会については、ホームページから「組合員貯金残高について(依頼)」をダウンロードして記入、押印の上共済組合に提出いただくことで可能です。



貸付事業関係

Q 貸付の利率・限度額等はどのくらいに決められていますか。
給料額が20万円くらいの職員だと普通貸付が100万円くらいで、乗用車の購入資金としては、100万円は少ないし、住宅貸付も1800万円では、住宅建築の資金としては少ないと思いますので、貸付の限度額を増額することはできないでしょうか。

A 貸付内容・限度額は総務省が示す準則で決められているので、各組合で決めることはできないことになっていきます。また、貸付事故の保険の取扱いも全国一律となっているので、対応は難しいと考えております。

物資供給事業については組合独自の事業ですが、限度額を増やして返済額を給料額の30%以内に収めるには、返済期間を延ばす等が考えられますが、期間を延ばすことで事故のリスクが高くなるということで貸付事故の保険について、保険会社に引き受けてもらえなくなります。

対応としては、物資事業と貸付事業の併用で利用していただくことをお願ひしたいと考えております。

物資供給事業関係

Q 特に自動車において、昨今の販売単価の上昇が著しく、軽自動車でも新車の場合には200万円を超えるものも出ています。新車を購入しようと思うと、物資供給事業を利用してまあ、高額の頭金を用意するもしくは普通貸付や別のローンを組むといった方法を取らないといけません。200万円の枠を例えば250万円なり300万円なり広げることはいかがでしょうか。月々の償還額が給料の30%を超えるというのであれば、償還回数の上限を増やす(72回...)といった対応ではいかがでしょうか。

A 利用限度額の引上げや償還期間の延長については、過去に検討したことがございますが、損害保険会社の貸付保険料への影響もありまして、貸付事故リスクが高くなるような事業の見直しはできない状況にあります。

このため、300万円前後の自動車の購入ということであれば、物資供給事業と普通貸付の併用でご利用をお願ひしております。併用すれば、新規採用職員の方でも合計300万円ほどの利用ができますので、よろしくお願ひします。



内子町会場



伊方町会場

平成29年度ライフプランセミナー 〔50歳代のライフプラン〕開催!

(一財)愛媛県市町村職員互助会と共同開催

50歳以上の組合員を対象としたライフプランセミナーを、10月23・24・25日に、えひめ共済会館において開催しました。当初8月開催の予定を台風風の接近により延期し、皆さまにご迷惑をおかけしましたが、3日間であわせて157名の方にご参加いただきました。

セミナーでは、生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプラン(人生設計)の作成方法や、そのポイントとなる「生きがい」、「健康づくり」、「家庭経済設計」についての講演を受講していただきました。

日 程 表

時 間	内 容
10:30 ~ 10:35	開会あいさつ
10:35 ~ 10:40	オリエンテーション
10:40 ~ 12:00	「ライフプランで充実の人生を!」 一般財団法人地域社会ライフプラン協会 業務部 参事 塚本 伸明 氏
13:00 ~ 15:20	「家計経済のリスク回避を未来家計簿で 確認しましょう」 野村証券株式会社ライフプラン・サービス部 シニア・アドバイザー 横尾 恭輔 氏
15:30 ~ 15:50	介護ボランティアについて
15:50 ~ 16:10	互助会事業について



講 師

(一財)地域社会
ライフプラン協会
業務部 参事
塚本 伸明 氏



野村証券(株)
ライフプランサービス部
シニア・アドバイザー
横尾 恭輔 氏



【参加者の声】

○最近子どもの手が少しずつ離れ、退職後について考えなければならぬと思い始めたところだったので、有意義なお話を聞かせていただけて良かったです。

○退職という人生の節目で先が見えない時期に、色々な角度からアドバイスをもらえたことは大変良かった。1日研修の価値はあったと感じました。

○今一度、自分の過去と今後を見直すきっかけになった。健康づくりに対する意識が低いことが分かった。

○早めに受講した方が良いと聞いていたので参加してみましたが、本当に早めに受講して良かったと思いました。退職後の人生を思い浮かべる良いきっかけとなりました。

○以前から気になり参加したかったものの、退職前まで申込みできないものと勝手に思っていました。もうそろそろと思い参加させてもらいましたが、もっと早く参加させてもらうべきだったと後悔しました。ありがとうございました。

平成30年4月1日からの 保健事業見直しについて

本紙7月号(Vol.295)、10月号(Vol.296)でもお知らせしましたが、左記のとおり保健事業の内容を変更しますので、ご留意ください。

■人間ドック等利用助成の助成金額を変更します
組合員及び被扶養者の人間ドック等利用に係る助成金額を、2万5000円↓2万4000円に変更します。

■はり・きゅう施術料助成を廃止します
はり・きゅう施術料助成を廃止します。ただし、平成30年3月31日までに受けた施術については、助成の対象となりますので、請求忘れがないよう、早めの請求をお願いします。

このページについての問合せ先
共済組合保健課 厚生係

☎089-945-6318

交通事故等で 組合員証（保険証）を使用する 場合には届出が必要です！



交通事故のように、第三者によって起こったケガや病気は、一般的にその第三者である加害者がその損害を補償することになりますので、治療にかかった医療費も加害者が支払うこととなります。しかし、このような場合であっても、**共済組合へ連絡し、手続きをする**ことで、組合員証及び組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)を使って治療を受けることができます。

この場合、共済組合は治療のための医療費(自己負担分を除いた7割分)を一時的に立て替えて医療機関に支払い、後日、被害を受けた組合員や被扶養者に代わり、加害者(または加害者が加入している自賠責保険・任意保険等)へ損害賠償請求することになります。

組合員証等を使用する場合は、**必ず共済組合に連絡をする**とともに、「損害賠償申告書」、「交通事故証明書」などの**必要書類の提出をお願いします。**

交通事故に遭ってしまったら

- 相手の氏名、住所、電話番号、免許証番号、車検証、自動車の持ち主の氏名(営業車の場合は会社名)、住所を確認しましょう。
- 小さな事故でも必ず警察に届け出ましょう。
- 軽いケガでも医師の診断を受けましょう。
- 病院の窓口では、交通事故による負傷であることを伝えましょう。
- 組合員証等を使って治療するときは、共済組合にすぐに連絡しましょう。
- 被害を受けた方が加害者と不利な示談をしてしまうと、共済組合は加害者に費用を請求することができなくなり、負傷等が完治していない状態であっても、組合員証等を使用した治療が受けられない場合もありますので、示談等を行う際は十分ご注意ください。

公務上や通勤途上の事故は？

公務上の傷病や通勤途上の負傷については、**組合員証を使って治療することができません。**受診の際は医療機関の窓口で公務上又は通勤途上であることを申し出るとともに、地方公務員災害補償基金への公務・通勤災害の認定の申請をして療養補償を受けてください。

傷病が公務災害や通勤災害に該当することが明らかでないなどの事情で、やむを得ず組合員証を使用する場合は、第三者行為の場合と同様に**共済組合に連絡をする**とともに、「公務傷病発生報告書」を提出してください。

なお、地方公務員災害補償基金の療養補償を受けられるのは、同基金が認定した医療機関だけですので、認められていない医療機関で受診した場合の医療費は全額自己負担となります。

負傷原因調査にご協力をお願いします

共済組合では、「第三者行為」や「公務災害」に該当する可能性のある傷病で、組合員証等を使用して受診した方に「外傷性の傷病に係る負傷原因報告書」を送付してご回答いただいています。

調査に該当された皆様にはお手数をおかけしますが、医療費の適正な支出のため、ご協力をお願いします。

新組合会議員の紹介



<第3区>
岡原 文彰 氏
(宇和島市長)

石橋寛久議員(前宇和島市長)の退職に伴う組合会議員補欠選挙(市町村長が選挙する議員の選挙区第3区)を平成29年10月10日に実施した結果、岡原文彰氏(宇和島市長)が当選されました。

新理事長等の紹介

平成29年10月24日に開催された市町村長議員協議会及び理事打合せ会において、石橋寛久理事長(理事)の退職に伴う新理事長に菅良二理事(今治市長)が、理事に岡原文彰議員(宇和島市長)が選出されました。また、理事長職務代理者に、清水裕理事(大洲市長)が指定されました。

確定申告における、医療費通知(医療費のお知らせ)を活用した医療費控除申告について

これまで、組合員のみなさんが確定申告で医療費控除の申請をする際には、医療費の領収書を保管しておき、確定申告書等と一緒に提出する必要がありましたが、平成29年分の確定申告(平成30年1月1日以降の提出)から、その領収書に代えて共済組合が発行する医療費通知(医療費のお知らせ)を確定申告に使用することができるようになりました。ただし、医療費通知の医療機関名の表示は、県内の医療機関しか表示できず(県外は一律「県外医療機関」と表示)、名称も11文字までしか表示できないため、**医療費通知の記載内容の確認ができるよう、領収書は捨てずに大切に保管してください。**

平成29年分の医療費通知の配付は、次のとおりです。

第1回目(配付済)

(配付時期) 平成29年11月下旬
(対象診療月) 平成29年1月～6月診療分

第2回目

(配付予定時期) 平成30年3月中旬
(対象診療月) 平成29年7月～12月診療分

平成29年7月～12月診療分は、医療費通知の基となる診療報酬明細書が医療機関から診療月の2、3か月遅れて共済組合に届くため、平成30年3月中旬の配付予定となり、確定申告の手続きに間に合わない可能性があります。その場合は、申請していただくことによりその時点で作成可能な月分までの医療費通知を発行しますので、希望する方はご連絡ください。

なお、確定申告に関する内容については、国税庁のホームページで確認又は税務署にお問い合わせください。

【医療費通知に関する問合せ先】 共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

■物資指定店(取消・追加・変更)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	H29.10.10	J.spot 乃万	今治市矢田甲 707 - 1	(0898)33-7070	自動車
追加		GR Garage 松山	松山市空港通 2 丁目 14 - 13	(089)972-8686	自動車
変更	H29.10.16	(株)ホンダ四輪販売四国	松山久米店	新: 松山市北久米町 775 - 1 旧: 松山市久米町 775 - 1	(089)958-6800 自動車 (車検含む)
変更	H29.10.18	トヨタカローラ愛媛(株)	松山東店	新: 松山市北久米町 777 - 1 旧: 松山市久米町 928 - 1	(089)975-1134 自動車

あけましておめでとうございます 本年もよろしくお願いたします



期間限定
平成30年
1月31日(水)
まで

おすすめ

新年会料理

◆ 和会席

お一人様 **4,500円**

◆ 和洋卓料理

お一人様 **3,500円**

◆ 和洋コース

お一人様 **3,500円**

飲み放題も!



写真は和洋卓料理
(8人盛)

瓶ビール・日本酒・焼酎・耐ハイ・果実酒・ワイン・
ウイスキー・ノンアルコールビール・ソフトドリンク

2時間 飲み放題 お一人様 **1,500円**

※表示価格はいずれも消費税込みです。

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

えひめ共済会館からのお知らせ

平成30年4月1日から平成30年8月31日までの間改修工事の為、
休館を予定しております。

工事期間中は大変ご迷惑をおかけいたしますが、この間にご利用いただける近郊の施設をご紹介します。

なお、宿泊、会議及び宴会の予約につきましては、申し込み時に、「えひめ共済会館が休館のため、利用する。」旨申し出たときは特別料金が適用されますので、直接お問合せいただきますようお願いいたします。

● 紹介施設

東京第一ホテル松山

松山市南堀端町6-16

TEL 089-947-4411

FAX 089-947-4420

【ホームページアドレス】

<https://www.hankyu-hotel.com/hotel/tdhmatsuyama/index.html>

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】

e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



金砂湖畔公園

(きんしゃこはんこうえん)

(四国中央市)

表紙によせて

四国山地と法皇山脈の間に横たわる延長7kmの人造湖。

標高290mの湖面は、山々の緑を映し出し、真紅の平野橋と見事なコントラストを描き出しています。湖の名前は1300年以上前に銅山川で砂金を採取していたことに由来。バスフィッシングでも有名。

また夏と秋の年2回、てらの湖畔広場と金砂湖畔公園で「てらの・金砂湖畔広場感謝祭」が開催されます。

住所・四国中央市金砂町平野山232(嶺南公民館)前
問い合わせ先・0896-28187(四国中央市役所観光交通課)

—組合の現況—

(平成29年11月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,581人
男	9,396人
女	5,185人
◎平均標準報酬月額(短期)	378,175円
◎被扶養者数	16,192人
(含任継)	内122人
◎任意継続組合員	215人
◎年金受給者数	17,619人